

「特別警戒期間」の主な要請内容等①

○イベント関係

(特措法第24条第9項)

- ・ 多くの人出で混雑。三密回避やマスクの着用がおろそかになると感染リスクが高まる。
(周囲と距離を取らず大声を出す。飲食しながら会話)
- ・ 開放感で気が緩み、ルールを逸脱した行動で感染拡大
(イベント前後に羽目を外した飲み会やカラオケ等)

- イベント(夜市、夏祭り、花火大会等) 主催者は、
三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛け(誘導、見回り、注意喚起等)を徹底
- 参加者は、
イベント参加時の感染回避行動を徹底
- 市町は、
主催者への注意喚起と参加者への呼び掛けを依頼 (協力依頼)
※県においても市町と連携し、イベントの見回りを実施

「特別警戒期間」の要請内容等③

項目	7月12日～
<p>イベント等 開催制限</p>	<p>(法要請) 《県下全域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員、50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50% <p>※感染防止策チェックリストを作成・公表</p>
<p>イベント関係</p>	<p><u>(法要請)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>イベント（夜市、夏祭り、花火大会等）主催者は、三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底</u> ・<u>参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底</u> <p><u>(協力依頼)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町は、地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼</u> <p>※県においても市町と連携し、イベントの見回りを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市町は計画段階で対策が徹底できない場合は、縮小や中止の働きかけを実施</u>
<p>学校活動 の制限等</p>	<p><u>《教育活動全般》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>マスク着用をしない状況での身体接触を伴う活動等は極力控える</u> ・<u>児童生徒が多く集合する形態での校内行事は、不急のものは実施を延期するほか、実施方法を変更するなど弾力的に対応</u> ・<u>校外交流は、県内・県外ともに、目的や必要性、訪問先等を勘案し、厳選して実施</u> <p><u>《部活動》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>練習試合や合同練習は、県内・県外ともに、上位大会への参加が決定している場合や1か月以内に公式戦への参加を予定している場合に限定</u>

「特別警戒期間」の要請内容等④

項目	7月12日～
学生の注意喚起	《大学・専門学校等》 ・学生の感染リスクに注意
県主催イベント	・県主催の主催イベントは感染防止対策を一層の徹底 ※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断
県管理施設	・集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底 ・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可 ※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行

(業務の特性等を踏まえて)

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて

※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（イベント等）】（特措法第24条第9項）

○業種別ガイドラインの遵守

○イベント等の開催制限

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	<p style="text-align: center;">大声なし 100%以内 (※) 大声あり 50%以内</p> <p>※観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に 声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分 に施さないイベント</p>	<p style="text-align: center;">大声なし 100%以内</p> <p style="text-align: center;">※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)</p>
条件	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する 	<ul style="list-style-type: none"> ○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する

☑ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。22

感染拡大を防ぐための要請内容等(詳細)

【県民の皆さんへの要請】

(特措法第24条第9項)

○イベント関係

- **イベント（夜市、夏祭り、花火大会等）主催者は、三密回避対策の強化と参加者への効果的な呼び掛けを徹底（誘導、見回り、注意喚起等）**
 - ・周囲と距離を取らず大声を出す
 - ・飲食しながら会話 など
- **参加者は、イベント参加時の感染回避行動を徹底**
 - ・イベント前後に羽目を外した飲み会やカラオケ など
- **市町は、**
 - ・**地域イベントの総点検、主催者との感染対策の協議や注意喚起、参加者への呼び掛けを依頼**
 - ※県においても市町と連携し、イベントの見回りを実施
 - ・**市町は計画段階で対策が徹底できない場合は、縮小や中止の働きかけを実施**

県管理施設・県主催イベントの取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○集客施設

- 県管理施設は感染防止対策（入場制限等）を徹底して開館

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

○貸館利用

- 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

○県主催の集客イベント関係

- 感染防止対策をより一層徹底のうえ開催

※イベントの規模や実施内容等に応じて、開催を判断